

案について熊本県に意見書を提出することができる。

平成16年2月16日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類  
水俣都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域  
水俣都市計画区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所
  - (1) 熊本県土木部都市計画課  
熊本市水前寺六丁目18-1
  - (2) 熊本県芦北地域振興局企画調査課  
芦北郡芦北町芦北2670
  - (3) 水俣市都市政策課  
水俣市陣内一丁目1-1
- 4 縦覧期間  
平成16年2月16日から平成16年3月1日まで

#### 熊本県公告第120号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により都市計画を決定したので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、玉名市の住民及び利害関係人は、期間満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出することができる。

平成16年2月16日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類  
玉名都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域  
玉名都市計画区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所
  - (1) 熊本県土木部都市計画課  
熊本市水前寺六丁目18-1
  - (2) 熊本県玉名地域振興局企画調査課  
玉名市岩崎1004-1
  - (3) 玉名市都市計画課  
玉名市繁根木163
- 4 縦覧期間  
平成16年2月16日から平成16年3月1日まで

#### 熊本県公告第121号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により都市計画を決定したので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、本渡市の住民及び利害関係人は、期間満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出することができる。

平成16年2月16日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類  
本渡都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域  
本渡都市計画区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所
  - (1) 熊本県土木部都市計画課  
熊本市水前寺六丁目18-1
  - (2) 熊本県天草地域振興局企画調査課  
本渡市今釜新町3530
  - (3) 本渡市都市計画課  
本渡市東浜町8-1
- 4 縦覧期間  
平成16年2月16日から平成16年3月1日まで

#### 熊本県公告第122号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により都市計画を決定したので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、山鹿市の住民及び利害関係人は、期間満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出することができる。

平成16年2月16日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類  
山鹿都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域  
山鹿都市計画区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所
  - (1) 熊本県土木部都市計画課  
熊本市水前寺六丁目18-1
  - (2) 熊本県鹿本地域振興局企画調査課  
山鹿市山鹿1026-3
  - (3) 山鹿市都市計画課  
山鹿市山鹿978
- 4 縦覧期間  
平成16年2月16日から平成16年3月1日まで

#### 熊本県公告第123号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により都市計画を決定したので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、牛深市の住民及び利害関係人は、期間満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出することができる。

平成16年2月16日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類  
牛深都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域  
牛深都市計画区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所
  - (1) 熊本県土木部都市計画課  
熊本市水前寺六丁目18-1
  - (2) 熊本県天草地域振興局企画調査課  
本渡市今釜新町3530
  - (3) 牛深市土木課  
牛深市牛深町2286-103
- 4 縦覧期間  
平成16年2月16日から平成16年3月1日まで

#### 熊本県公告第124号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により都市計画を決定したので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、菊池市の住民及び利害関係人は、期間満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出することができる。

平成16年2月16日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類  
菊池都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域  
菊池都市計画区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所
  - (1) 熊本県土木部都市計画課  
熊本市水前寺六丁目18-1
  - (2) 熊本県菊池地域振興局企画調査課  
菊池市隈府1272-10
  - (3) 菊池市都市計画課  
菊池市隈府888
- 4 縦覧期間  
平成16年2月16日から平成16年3月1日まで

#### 熊本県公告第125号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により都市計画を決定したので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の

縦覧に供する。

なお、城南町の住民及び利害関係人は、期間満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出することができる。

平成16年2月16日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類  
城南都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域  
城南都市計画区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所
  - (1) 熊本県土木部都市計画課  
熊本市水前寺六丁目18-1
  - (2) 熊本県宇城地域振興局企画調査課  
下益城郡松橋町久具400-1
  - (3) 城南町都市計画課  
下益城郡城南町宮地1050
- 4 縦覧期間  
平成16年2月16日から平成16年3月1日まで

#### 熊本県公告第126号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により都市計画を決定したので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、松橋町及び不知火町の住民並びに利害関係人は、期間満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出することができる。

平成16年2月16日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類  
松橋不知火都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域  
松橋不知火都市計画区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所
  - (1) 熊本県土木部都市計画課  
熊本市水前寺六丁目18-1
  - (2) 熊本県宇城地域振興局企画調査課  
下益城郡松橋町久具400-1
  - (3) 松橋町建設課  
下益城郡松橋町大野85
  - (4) 不知火町企画課  
宇土郡不知火町高良2273-1
- 4 縦覧期間  
平成16年2月16日から平成16年3月1日まで

#### 熊本県公告第127号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により都市計画を決定したので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、小川町の住民及び利害関係人は、期間満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出することができる。

平成16年2月16日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類  
小川都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域  
小川都市計画区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所
  - (1) 熊本県土木部都市計画課  
熊本市水前寺六丁目18-1
  - (2) 熊本県宇城地域振興局企画調査課  
下益城郡松橋町久具400-1
  - (3) 小川町建設課  
下益城郡小川町江頭100
- 4 縦覧期間  
平成16年2月16日から平成16年3月1日まで